

# 原環センター トピックス

RADIOACTIVE WASTE MANAGEMENT FUNDING AND RESEARCH CENTER TOPICS

2020.12.NO.136

## 目次

センターの活動状況 .....	①
なぜ「世代間の倫理」が問われるのか？－歴史的背景そして哲学的問題点－ .....	④

## センターの活動状況

### I 成果等普及活動の実施状況

#### 2020年度 第2回原環センター講演会の開催

2020年度第2回原環センター講演会を以下のとおり開催しました。

開催日時：2020年11月12日（木）15:00～17:00  
開催形式：オンライン開催  
演題：なぜ「世代間の倫理」が問われるのか？  
－歴史的背景そして哲学的問題点－  
講演者：滝口 清榮 氏



近年、社会のゆくすえ、人類のゆくすえという広い視野での議論が低調のように見受けられます。社会に、そして世界にゆとりがなくなっていることも一因のように思われます。そこでは人々を取り囲む人工的情報世界のありかたも、人々の遠くを見る目を妨げているかもしれません。「世代間の倫理」という問題は、社会や人類の過去、現在、未来という視野を含みます。「世代間の倫理」が話題になるにあたっては、歴史的背景があります。そして、「世代間の倫理」は、思想の歴史のなかで新しいテーマであり、これには、これまでの理論的枠組みとはちがった基礎づけが必要です。しかし、この理論的基礎づけの問題をぬきにしても、実際の社会の動き、世界の動きのなかに、「世代間の倫理」は姿をあらわしてきました。この辺のあらましについてお話していただきました。

新型コロナウイルス感染症対策を考慮して、本年度の原環センターセミナーはオンラインでの開催としました。

## 2020年度 第1回原環センターセミナーの開催

放射性廃棄物処分の安全評価から処分の全体像を把握する第一歩として、安全評価の基礎知識を身につけた技術者・研究者を対象とした、第1回原環センターセミナー「放射性廃棄物処分の安全評価の基礎Ⅰ」を以下のとおり開催しました。講義後の総合討論では、講義への質疑応答を通じて、理解を深めていただきました。

開催日時：2020年10月23日（金）10:00～17:45

開催形式：オンライン開催

講師：公益財団法人原子力安全研究協会  
技術顧問 朽山 修 氏

プログラム：

講義1：放射性廃棄物と社会

講義2：放射性廃棄物の発生と放射線の健康影響

講義3：放射性廃棄物処分の基本戦略

総合討論



## 2020年度 第2回原環センターセミナーの開催

放射性廃棄物処分の安全評価から処分の全体像を把握する第一歩として開催した、第1回原環センターセミナー「放射性廃棄物処分の安全評価の基礎Ⅰ」に引き続き、第2回原環センターセミナー「放射性廃棄物処分の安全評価の基礎Ⅱ」を以下のとおり開催しました。講義後の総合討論では、講義への質疑応答を通じて、安全評価とセーフティケースへの理解を深めていただきました。

開催日時：2020年11月20日（金）10:00～17:45

開催形式：オンライン開催

講師：公益財団法人原子力安全研究協会  
技術顧問 朽山 修 氏

プログラム：

講義4：放射性廃棄物処分の安全評価

講義5：放射性廃棄物処分のセーフティケース

講義6：NUMO 包括的技術報告書に見るセーフティ  
ケースの記述

総合討論



## 2020年度 第3回原環センターセミナーの開催

第3回原環センターセミナー「放射性廃棄物処分の安全評価の基礎Ⅲ」を以下のとおり開催しました。このセミナーでは、安全評価の基礎的知識を持ち、さらに実践的な安全評価の知識を学びたい技術者・研究者を対象に、最新の実践的な安全評価の体系を講義と演習で理解していただくことを目標としています。演習では、GoldSim Player を用いた解析を行い、実践的知識を深めていただきました。

開催日時：2020年12月8日（火）10:00～17:30

開催形式：オンライン開催

講師：東海大学 工学部 原子力工学科  
特任教授 若杉 圭一郎 氏

プログラム：

講義1：安全評価の概要と評価事例

講義2：核種移行解析で考慮するプロセスと基本式

講義3：総合安全評価による処分システム性能の理解



## 2020年度原環センター研究発表会開催のご案内

弊センターは、1976年10月の設立以来、関係各位のご指導、ご支援を頂きながら、放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理処分の実現に求められる様々な試験、研究、開発、調査等を推進し、その成果の普及に努めてまいりました。

このたび、2020年度原環センター研究発表会として、原環センターの調査研究の現状についての発表及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）事務次長上級補佐官 森田深氏をお招きした特別講演「原子力エネルギーの利用に関する国際機関の働き」を企画いたしました。

今般の新型コロナウイルス感染症対策を考慮して、オンラインでの開催とさせていただくことといたしました。

ご多忙中とは存じますが、多数ご参加頂きますようお願い申し上げます。

開催日時：2021年1月12日（火）14:00～16:30

開催形式：オンライン開催

プログラム：

開 会

1. 挨拶 理事長 高橋 彰

2. 研究発表

原環センターの調査研究の現状について 常務理事 田中 俊彦

3. 特別講演

原子力エネルギーの利用に関する国際機関の働き

経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）事務次長上級補佐官 森田 深 氏

閉 会

お申込み：2021年1月5日（火）までに弊センターホームページ（<https://www.rwmc.or.jp/>）の

【2020年度 原環センター研究発表会】からお申込みください。

# なぜ「世代間の倫理」が問われるのか？ — 歴史的背景そして哲学的問題点 —

滝口 清榮

## はじめに

私に与えられたテーマは、「世代間の倫理」というテーマです。原子力発電にともなう高レベル放射性廃棄物の地層処分の研究に携わっている方々に、はたして、聞いてよかったという話ができるかどうか、私じしん、心もとないところがあります。この講演の前のお話を拝見しますと、専門的でたいていお話しでした。それに比べると、私の話しは、哲学方面の話ですので、どんなふうを受けとめられるか心配ですが、「世代間の倫理とは？」について、話しの組み立てを考えて、チャレンジしてみようと思います。

## 1. 田園風景のなかで、子どもたちとともに

私は、栃木の田園地帯に住んでおります。田んぼ、里山が広がっています。17年前に、田舎の友人と語らって、「田んぼの学校」(=写真)というものを始めました。始めたころ、幼稚園や小学生の子はもう社会人や大学生になっています。毎日見ていると、ありふれた風景ですが、そこから離れてみると、なかなか貴重な風景です。そこにはいろいろな生き物が生きていて、私の子ども時代には、小川ではドジョウ、川にはサワガニ、なまず、うなぎもとれました。里山では、とりもちでとった小鳥を家で飼ったりしたものでした。今では、そうした生き物はほんとうに少し生息するだけです。その意味では、生き物にとっての環境はずいぶん劣化してきました。ありふれた風景ですが、それでもいろいろな生き物が生息する

自然環境を活かして、生き物や自然に触れる機会が少なくなった子どもたちに、触れる機会を作ってみよう、そういうことで、「田んぼの学校」を始めました。

自然観察会、古代米の田植えや稲刈り、収穫感謝祭などを柱として、いろいろなつながりを通して、参加者をつのり、回を重ねながら、活動が定着するようになりました。自然に触れる場をとおして、少しでも感受性、感性が豊かになって、それぞれの成長の糧となってほしいと願ってきました。田植えのときに、こわごわ水田に入った子が、まもなく田んぼになじんで田植えをはじめ、あるいは子どもが昆虫に興味津々、林や田んぼのあぜ道で遊ぶ姿に触れて、昆虫ぎらいの親が昆虫好きになる、そんな子どもが変わり、大人も変わる様子を見てると、ささやかなことですが、将来の何か糧になるものを、参加者のみなさんが手にしているのではと思っています。



「田んぼの学校」の活動風景

なお、ドイツ語に Kulturlandschaft という言葉があります。田園景観という意味ですが、Kultur は、英語ですと culture、Landschaft は landscape です。奇妙な造語に見えると思いますが、Kultur がラテン語 cultura では、畑を耕すという意味だったことを思うと、さもありなんという気持ちになります。田舎に広がる、田畑、あぜ道、里山、どれも長い年月をかけて人の手が入ることのできあがった景観です。そうした景観に長い歴史があること、文化的意味もあることを感じてもらうことも、ねらいのひとつです。

「田んぼの学校」はささやかな活動ですが、私たちは、それでも、田園景観から、これまでの幾世代もの人たちの生活のいとなみを感じとり、そして子どもたちをとおして、この子たちが大人となって生きる世の中はどんなふうだろうかと思いをめぐらせています。

きょうお話しすることは、「なぜ「世代間の倫理」が問われるのか？」ということですが、私たちは、ちょっと気の利いたことをおこなうと、おのずと、現在の世代をこえた視点を持つことになるのではないのでしょうか。まとめのうちに、あらためて親と子とのつながりの問題をとりあげます。ハンス・ヨナス（後出）は最初に「世代間の倫理」を提唱した哲学者と言われますが、親と子というつながりの中に、将来の世代に対する責任の原風景を見えています。

## 2. 「世代間の倫理」という問題

### 歴史をふりかえって

さて、「世代間の倫理」という哲学的テーマはいつごろから意識されるようになったのでしょうか？かなり前というか、それほど前でもないというか、分かれると思いますが、1960年代の後半あたりから意識されるようになっていきます。この辺の事情をふりかえっておきましょう。

### (1) ローマ・クラブ「成長の限界」が提起したこと —地球は有限である

時代は、1972年です。あるショッキングなレポートが出て、センセーションを巻き起こしました。ローマ・クラブとは一言で言うと、地球の有限性という共通の問題意識をもった有識者がつどう国際的な民間組織です。その「ローマ・クラブ」から依頼されて、マサチューセッツ工科大学のデニス・メドウズ（1942～）を中心とした研究グループが発表した『成長の限界』という報告書、これがセンセーションを起こしたことがあります。そのメッセージは、「資源・環境・土地などは地球物理容量に一定の制約がある。人口と経済の拡大を放置すれば、人類は危機的な状況に陥る。これを抑制するためには、できるだけ人口と

経済のゼロ成長を実現しなければいけない」というものでした。

報告書は、当時利用できるデータにもとづいて、急激に増大する人口、食糧消費、工業化、環境汚染、天然資源消費などについて近未来のシミュレーションをおこない、現状のままの成長は、物理的制約から、たとえば環境汚染、天然資源の枯渇、飢餓など負の面が立ち現われて、不可能になるというものでした。

各国が経済成長を競う時代のまっただなかで、このレポートには反発もあったようです。そして、その後の世界は、このシミュレーションどおりにはなりませんでしたが、たとえば石油の採掘可能年数は31年と推計されましたが、その後、採掘可能埋蔵量に新たな発見が加わりましたから、この推計は外れました。このレポートから浮かび上がり、共有されていくものがありました。それは、「地球物理容量に一定の制約」、つまり〈地球は有限である〉というとらえかたです。この〈地球は有限である〉という見方が一般に意識されるようになりました。このこととともに、〈世代間の倫理〉あるいは〈世代間の正義〉という考え方が新しいテーマとして立ち現われてきます。

### (2) 地球有限主義は、これまでの倫理（「フロンティア倫理」）をしりぞける

1970年代アメリカの環境思想から見てとりましょう。アメリカは今日、とても環境にやさしい国とは言えませんが、そういうアメリカで環境倫理学が産声をあげました。シュレーダー・フレチェット（1944～）という環境思想家を取り上げると、どのような流れで、世代間の倫理が問題となってきたかがよくわかります。

ここでは、フレチェット女史から、『「フロンティア倫理」と「救命ボート倫理」]、「宇宙船倫理」（1981年）、「テクノロジー・環境・世代間の公正」（1979年）などの論文をとりあげてみましょう。タイトルを見ていただくと、イメージしやすいモデルが出ています。当時の環境思想家は、問題を考えるうえで、問題の所在をイメージしやすいように、分かりやすいモデルを立てることを好んだようです。

フレチェット女史は、地球という惑星にはそもそも「使用説明書がない」という事実から出発して、地球規模でどのようなモデルにもとづくのがよいか、そしてそのもとでどのような倫理的原理を立てたらよいか、と問いかけます。その手がかりとして、比喩、メタファーを用いるというのです。フレチェットは検討を重ねて、「宇宙船倫理」、「世代間の倫理」というテーマに行きつきます。フレチェットは、環境に関わる主な問題として、「将来の世代に対して義務を有するか、人間でないものには権利があるか、

資源の豊かな国は、その富を資源の乏しい国と分かち合う義務があるか」などをあげます。

こうした問題を念頭において、フレチェットは、伝統的な哲学理論が依拠する倫理を「フロンティア倫理」と名づけます。フレチェットによれば、この倫理の特徴は、人間が自然の支配者であり、自然を人間の幸福追求の手段と見る点にあります。この倫理は、見わたすかぎり際限のないフロンティアがあり、豊かな資源があるという「神話」があるかぎり、現実味をもってきた、しかし、この前提が崩れている今、もはや「フロンティア倫理」をとり続けることはできないだろうと言うのです。

### (3) 地球規模での生き残りという危機意識 —「救命ボート倫理」(ハーディン)

そこで、乏しくなる資源をどう配分するかという問題がおきてきます。とくに1960年代から1970年代にかけて、南半球の発展途上国で見られた人口の急激な増加、食料資源の不足と飢餓という問題を念頭において、カリフォルニア大学のギャレット・ハーディン(1915～2003)は、地球規模での破局を避けるという危機感をもとにして、「フロンティア倫理」に代わって、「救命ボート倫理(lifeboat ethics)」(1974年)なるものを訴えました。これはかなり劇薬的なものを含んでいます。

舞台はこうなっています。地球はたくさんの救命ボートが浮かんでいる海です。豊かな先進国は、ほどほどの人が乗船している救命ボートで、貧しい発展途上国は、乗員であふれる救命ボートです。後者のボートからはたえず貧しい人が海に落ちて、しばらく泳いで、豊かなボートに助けをもらいたいと願っています。しかし、救命ボートの収容人数には限りがあります。前者のボートは、この人たちに乗船を認めるべきなのか。

ここで全員に乗船を認めるならば、そのボートは沈んでしまいます。つまり正義を実現すると、わが身の破滅を招くことになります。それでは、一部の人にだけ乗船を認めるのはどうでしょうか?そのためには、どの人に乗せるかという問題が生まれてきます。また乗せたとしても、ボートの安全性が損なわれて、ボートは不安定になり、やがて危険にさらされるだろう。こうして、ハーディンがこのメタファーにもとづいて出した結論は、海に落ちた人たちをそのままにして立ち去ることでした。

このメタファーは、〈地球はあらゆる意味で有限である〉という前提で、とくに発展途上国での急激な人口増大を切実な問題と見ています。この問題は、発展途上国での分配の公正さや、教育による意識の向上という対策では、とても手におえるものではない。北と南のとも倒れをさけるために、先進国から

の食糧援助などをやめた方が、人口をその国土に適正なものとするだろう、そうでなければ発展途上国は、人口抑制の必要を学ばないだろうというものでした。これはたいへん反人間的に思えてしまいますが、しかし、このことにかえって、将来の世代に属する人たちの権利を、現在の世代は脅かさずにすむと、ハーディンは言います。なかなか複雑です。その後の歴史を見ると、発展途上国の人口爆発、飢餓の問題が世界全体をゆるがす大問題にはなりませんでしたが、ハーディンの議論は、地球規模での、北の先進工業国、南の発展途上国のとも倒れという危機意識を赤裸々に語ったものでした。

### (4) 地球と宇宙船モデル—フレチェット「宇宙船倫理」

フレチェットは、こうした「救命ボート倫理」は根本的問題解決には程遠いことを示します。そもそも豊かな北と貧しい南には、貧しい国々がながらく豊かな国の植民地とされて、富を吸い上げられてきたという歴史を、このモデルは視野のそとにおいているし、そもそも民主的な社会には必要不可欠な、公平、配分における正義、民主的意思決定、生き残る権利などもおざなりにしている。また、南の危機はかえって北にはねかえって全体的な危機を招いてしまうだろう。このことをふまえて、フレチェットは、1965年以来、環境を扱う人たちのシンボルとなってきた「宇宙船」のメタファーを発展させて、「宇宙船倫理(spaceship ethics)」(1981年)の正当性をうったえます。

なお、「宇宙船」というメタファー(隠喩)は、1963年のバックミンスター・フラウ(1895～1983)の『宇宙船地球号操縦マニュアル』で登場していたものでした。そして1965年には、ジュネーブに本部をおく、国連社会経済理事会で、アメリカの国連大使アドライ・スティーブソン(1900～1965)が「宇宙船地球号」の比喩を使って、有限な地球の上で、さまざまな問題にともに立ち向かっていこうという内容のスピーチをしていました。隔世の感があります。

さて、この宇宙船をモデルとすると、宇宙船も地球も相対的に閉じた生命維持装置であり、どちらも有限です。搭載能力に限界があるという類似点もあります。もちろん地球が多様性と複雑性をそなえていることからすると、この比喩は単純すぎます。しかし、このモデルによって、資源の急速な消費がもたらす問題点などに気づくことができるでしょう。また、みんないっしょに宇宙船地球号に乗船して、その一部の乗組員が困窮をきわめているときに、宇宙船の航行がうまくいくとは考えられないということも分かるでしょう。

「宇宙船倫理」の基本線は、消費、生殖活動、財産、戦争に関する支出を縮小し、「公正な配分」をめざす

点にあります。そのために、人間の行動を変えることを強く求めます。とくに豊かな国々とその豊かな人々に変更を求めるのです（ささやかな第一歩として自分たちに必要なものだけを消費する。高価な軍備を削減する。資源のアンバランスな配分を正す）。これは一見すると、自由の制限に見えるかもしれませんが、「自由の本来的な経験への道」を開くであろうと、フレチェットは言うのです。フレチェットは、先進国の、物質的生活をふくめて、これまでの思考法の問い返しの必要を訴えています。

こういう流れを見てくると、〈地球は有限である〉という認識が、環境をめぐる新しい倫理の必要性の意識とつながっているのが分ると思います。そこに〈世代間の倫理〉という問題が立ち現われます。

### 3. 「〈持続可能性〉は、将来の世代の「よく生きる権利」の問題をふくむ

〈世代間の倫理〉は何かふっとわいてきたものではありません。それは現実の世界の動きと歩調を合わせて、人々の問題意識に入ってきたものです。現実世界の動きのなかで、これまでの価値観の問い直し、新しい倫理の必要性という意識が生まれていました。次に世界の動きとドイツの動きに触れておきましょう。

1972年に、スウェーデンのストックホルムで「かけがえのない地球（Only One Earth）」をかけた、環境問題についての最初の世界的規模での会議がひらかれました。それ以降、いくたの国際会議が開かれていくことになるのですが、〈世代間の倫理〉とのかかわりで、ここでは、〈持続可能な発展〉というコンセプトがどういうことなのかを見たいと思います。そこにインプットされて、基調となっているものは、〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉なのです。

#### (1) 「持続可能性」とはどういうことか？

「持続可能性 sustainability」は、国連の「環境と開発に関する世界委員会（WCED=World Commission on Environment and Development）」（1984年設置）の1987年レポートで国際舞台に登場したものです。この委員会は、のちにノルウェーの首相をつとめるグロ・ハーレム・ブルントラント女史（1939～）が委員長をつとめたので、ブルントラント委員会と呼ばれました。このレポートは、1992年のリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議（リオサミット）で取り上げられました。そのポイントは、こうです。

将来にわたり、地球規模で社会が発展していくためには、「持続可能な発展（sustainable development）」が必要だ。このことは、つぎのように言われます。

「自分たちの欲求を満足させて、自分たちのライフスタイルを選択することができる、将来の諸世代のさまざまな可能性を危険にさらすことなしに、今日

のさまざまな欲求に応じる。」

ここに〈世代間の公正〉という文言はありませんが、将来の世代のさまざまな可能性を配慮するという考え方が立ち現われているのが分るでしょう。そのうえで、めざすことは、「人間の生活と発展のもろもろの可能性」（人間中心主義）と「自然における共同世界の可能性」（生態系中心主義）、これらふたつを維持することです。そして、経済、社会、文化、自然生態系、それぞれを維持することには同じ価値があり、それらを配慮すべきだと考えられています。どれかを別格扱いすることはありません。この考え方の基礎には、現在的人格間の公正、現代の世代と将来の世代に対する責任と義務があります。社会の持続可能性は、財の配分の公正だけでなく、抑圧からの解放、文化的多様性、民主的な共同決定、自己決定をふくんでいます。このことは自然生態系の面の持続可能性とつながると考えられていますが、それは、社会のゆがみ、不平等あるいは弱者に敏感であることが、人間と自然の関係のゆがみに敏感になることができるということでしょう。そして経済の持続可能な発展は、人々の物質的生活の基礎を安定させて、衣食住、健康などの基礎的欲求の充足をめざすものですが、そのような活動のなかで、さまざまな科学技術を駆使して自然への負荷を減らして、自然のなかの生命活動の基礎を改善し、エコシステムならびに生物種の多様性の維持をめざします。

ブルントラント委員会報告は、〈世代間の公正〉をベースにおきつつ、「持続可能な発展」をめぐる問題を、政治の表舞台のテーマにするとともに、学問的テーマにもしました。

なお、1992年のリオサミットで、行動計画である「アジェンダ21」とともに、「ローカル・アジェンダ21」も採択されるのですが、それは自治体レベルで「持続可能な発展」を実現するためのプログラムで、ただ環境対策をおこなうというものではありませんでした。それは、「持続可能な発展」のための、その地域に適合したビジョンをうちたてて、環境への負荷をへらすことはもちろんですが、さらに地域社会、地域経済の活性化をめざすものです。このあと、「持続可能な自治体」づくりの取り組みが、西ヨーロッパで広がりを見せるようになりました。

#### (2) 社会的合意となった〈世代間の公正〉

##### —ドイツのケース

〈世代間の公正〉というコンセプトが、環境思想の面で、それから環境をめぐる国際舞台で立ち現われるようすを、かいつまんで見ました。次に、このコンセプトを社会的合意にまで高めているドイツを取り上げてみます。

第二次世界大戦後、ドイツも、そして日本も、戦

前とはちがう政治体制を作り上げるなかで、経済復興が大きな課題となりました。旧西ドイツでは、ルール工業地帯を中心に工業化がすすむなかで、1960年代から70年代にかけて、深刻な河川汚染、大気汚染が発生しました。ライン川は国際河川ですから、汚染は一国のなかにおさまりません。また大気汚染は国境をこえて、北ヨーロッパに酸性雨による被害をもたらすほどでした。環境問題は、国内問題にとどまらず、国境をこえた問題になってしまう。中部ヨーロッパに位置するという地理的な条件も、環境問題への取り組みをうながす要因になりました。

こういうなかで、環境汚染への市民の関心も高まり、1970年代には、環境問題に取り組むエコロジー運動もはじまり、環境政党としての緑の党も登場します。1971年にドイツ連邦政府は、ふたつの通達をだします。「環境保護計画」と「環境教育計画」です。ドイツの環境政策の出発点は、この「環境保護計画」にあると言われています。また学校教育のなかでの系統的な「環境教育」の出発点もここに 있습니다。当時の政権は、社会民主党と自由民主党の連立政権で、首相ブランドは、「ルールに青空を」運動をすすめる、それがまたドイツの環境保護運動を後押しするものとなりました。なお、ブランドは、東ドイツを国家として正式に承認し、新たな東方外交をすすめた首相としても知られています。1972年に、スウェーデンのストックホルムで、環境問題について、世界で初めての大規模な政府間会合である、国連環境会議が開かれたのですが、これもまたドイツ市民の環境意識を高め、政府の環境問題への取り組みを促すものとなりました。さて、「環境保護計画」の3つの目的、3つの原則があるのですが、それらはこういうものです。

### 3つの目的：

- 人間が健康で人間らしく生きるために環境を保全する
- 土壌、大気、水、動植物を乱開発から守る
- 汚染を除去する

### 3つの原則：

- 危険予防の原則
- 汚染原因者責任の原則
- 協力の原則（行政、企業、市民）

これらの原則が、環境関係の法令、条例の土台になり、環境をキー・コンセプトとした社会づくり、国づくりが始まりました。環境関係のおもな法律に、「廃棄物処分法」（1972年）、「廃棄物法」（1986年）、「循環経済・廃棄物法」（1996年）がありますが、これ

らの法律がめざしているのは、ごみをださない、そして天然資源を浪費しない点にあります。その根にある考え方は、「次の世代のために自然を守る責任」です。この理念は、環境をコンセプトにした社会づくりをふまえて、1994年にドイツ基本法（憲法）に加えられました。こうあります。

#### 「第20条a 自然的諸生活基盤の保護

国家は、将来の諸世代に対する責任においても、憲法的秩序の枠内で、立法を通じて、ならびに法律と法の規定に従い、執行権および司法により、自然的諸生活基盤を保護する。」

さて、ドイツ政府は、1992年の「アジェンダ21」をうけて、1990年代後半から、連邦レベルの「持続可能な発展のための国家戦略」策定にむけて議論をはじめました。それは、2002年に「ドイツの展望－持続可能な発展のためのわれわれの戦略」となって現れます。そこには、4つの指導原則がかかげられました。

「1. 世代間の公正、2. 生活の質、3. 社会的協同、4. 国際的責任」

基本原則として、それぞれの世代の課題は、それぞれの世代が自分たちで解決して、次の世代に負担を残してはならないという〈世代間の公正〉が最初にあげられています。〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉が、環境をキー・コンセプトにした政策とともに、社会的合意を得ているさまを見てとることができるのではないのでしょうか。

そこでは、環境・エネルギーにとどまらず、経済・財政、社会、教育、健康、農業など幅広い分野にわたって、達成目標が具体的な数字で示されていて、政治的決定や立法の指針とさしているのですが、そうした目標をあげただけでなく、公式統計にもとづいて2年ごとに達成度が検証され、「指標報告書」として公表されるという点は、いかにもドイツ人らしい手堅さを感じさせます。二度にわたる世界大戦での敗戦、国家財政と国民生活の破綻、そうした負の記憶が生きているのかもしれませんが。

このように見てくると、〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉というコンセプトは、大局的に長期的に見て何が重要なかが、意識されるところに、立ち現われているのが分るのではないのでしょうか。

イギリス近代の哲学者に、トマス・ホブズ（1588～1679）がいます。主著『リヴァイアサン』の中の、「人間は人間に対してオオカミである、万人の万人に対する闘い」という自然状態の話は皆様の記憶のどこかにあるのではと思います。ホブズは、人間をたいへんさめた目で見えていまして、こんな言葉を残しています。

「人は生来、有名な二つの拡大鏡（すなわち情念と利己心）を備えている。…それでいて望遠鏡（つまり道徳学と市民学）を持っていないために、…避け



ることのできない悲惨さを、はるかに見通すことができない。」(第18章)

問題になるコンテキストがちがいますが、人間は短期的なことについてはあれこれ考えるけれども、長期的なことはなかなか真剣に考えないという指摘はいつの世にもあてはまりそうですが、世界の動き、ドイツの動きを見てみますと、長期的合理性が眠りについたままでなく、目覚めつつある、そんな気持ちにもさせられます。

ものごとの推移を長いスパンで見ることの重要性について、ドイツの哲学者カント(1724～1804)に、味わい深い指摘があります。「世界市民の見地における普遍的歴史の構想」(1784年)という論文があります。カントの思考法がよく伝わってくる珠玉の名編です。個々のことがらに目をうばわれていると、そこにあるのは無秩序だけに見える。しかし長い時間的スパンと、全体的視点のもとでは、理にかなった歩みというものを、ゆっくりした歩みではあるけれども、発見できるのだ。そして、人類という大きな視点のもとでは、自由にもとづく市民的体制の実現が最大の課題だというのですが、そうした理念を正しく認識すること、試行錯誤を含む豊かな経験、そこにより良きものをめざそうとする善意志のはたらきが合わさって、前の世代の成果が次の世代に引き継がれて、人類というレベルで人間の素質が開花していくという内容です。そういう見方のなかで、「国際連合」の構想も語られるのですが、ものごとの趨勢をつかむには、長期的スパンと全体的視点が求められる、この指摘も、〈世代間の倫理〉を考えると、生きてくるのではないのでしょうか。

#### 4. 〈世代間の倫理〉の新しさと困難はどの点にあるのか？

〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉というコンセプトは、なるほどと思えてくるのですが、どこかきれいごとを言っているように聞こえてくる。みなさま、そんな印象があるのではないのでしょうか。それは、ある困難を抱え込んでいるということと無縁ではないと思います。〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉は、未来の世代に現在の世代と同じように生活できるような環境と資源を残すべき義務と責任があると考えられるのですが、現に生きている者どうしでなら、お互いに合意し、利害関係者を拘束できます。2、3、例をあげてみましょう。

東洋：汝の欲せざるところ、人に施すなかれ(論語)

西洋：みずからの求めざるところを、他に言うなかれ(ホブズ：第二の自然法)

西洋：最大多数の最大幸福(ベンサム(1748～1832)：道徳および立法の原理として)

これらが同時代を生きる人たちを念頭においた

ものであることはよく分かるでしょう。しかしまだ存在しない未来の世代と現在の世代との間に、義務や責任という倫理的関係を立てることができるのでしょうか。ここに〈世代間の倫理〉を根拠づける理論的困難があります。こんな点に、〈世代間の倫理〉が身近に感じられない理由のひとつがあるかもしれません。〈世代間の倫理〉を根拠づけるという、この理論的困難にいどむ一例を、すでにあげたフレチェットに見てみましょう。

DDTという殺虫剤、農業は1942年にパウル・ミュラー(1899～1965)が発見して以来、マラリアやチフスによる死から何千万という人を助け、害虫からたくさんの食糧供給を保護してきたと言われます。しかし、この有毒化学物質は、極地のアザラシやシロクマをも汚染するほど大量に散布されたのです。それは、プルトニウムと同じく長期的に持続する毒性をもち、ガンや遺伝障害の原因となるものでした。そのため、多くの国々で使用が禁止されて、日本でも1971年以来使用が禁止されています。フレチェットはこう言います。

「それらは、今から十数万年後の地球に住む人間たちの間の死の原因にもなりうるし、多分そうなるだろう。このゆえに、それらはまだ答えのない倫理的問題を議論するための範型となる事例を提供しているのだ。われわれは未来の世代に対して義務を有しているのか。」(「テクノロジー・環境・世代間の公正」1979年)

たしかに、われわれは未来の子孫たちがどのような生活を望んでいるか知ることができませんが、このような事例を前にするならば、われわれは未来の世代に対して倫理的責務をもたないとは言えないでしょう。

世代間の明確な社会契約は不可能だという指摘は、よくおこなわれます。未来の世代は契約の当事者として目の前に存在しないからです。しかし、世代間の相互関係を示す倫理的枠組みはいくつかあります。たとえば、未来の人々の権利を認めるならば、その分、現在の世代は、自分たちのよき生にとって、ためになるものを手にできる。将来の子孫たちの利害に関心をもつならば、われわれの感情移入と同情心を高め、個人としてのわれわれのためになる(ウォルター・ワグナー)。あるいは現在の世代は前の世代の恩恵を蒙っているのだから、われわれは遠い将来の子孫を助ける義務もっている。フレチェットはこの典型として日本語の「恩」に目を向けます。「世代間の相互性のこの特殊な概念は『恩』という日本語の概念によってもっとはっきり定式化されてきたように思う。」(同前)

フレチェットは、これまでの同じ世代を想定した倫理、あるいは契約という枠組みを頼りにできないことをふまえて、世代間の公正、世代間の倫理の理論的土台固めをおこなおうとします。その場合、過去・現在・未来の世代は同じ「よき生活」の概念を

共有しているという想定のもとで、『正義論』（1971年）で知られるジョン・ロールズ（1921～2002）の「無知のベール」に包まれた「原初状態（original position）」論を活用します。ロールズは、この議論をとおして、格差是正をおこなう民主的で公正な社会の基本原則を示したものでした。

さて、われわれが社会における自分の位置や資産、能力あるいは性別などについて何も知らない状態にいると想定してみましょう（「無知のベール」）。そこで共通のルールを作ろうとするときに、誰も自分が偶然によって有利になったり不利になったりするようなルールを選択しないでしょう。この「無知のベール」のもとでは、だれもが「可能的弱者」、つまりだれもが弱者になる可能性をもつからです。こうして、すべての人が「基本的な権利と義務の割り当ての平等」という原理が導き出されます。

このことをふまえて、人類のすべての構成員が「無知のベール」につつまれた「原初状態」にいるとしてみましょ。誰も自分がどの世代の構成員であるかを知りません。この「無知」のゆえに、誰もが従うことができるただひとつの理解可能な道徳原理は、すべての世代の成員が等しい権利をもたねばならない、という原理になるでしょう。

「もし、彼ら（未来の世代）がわれわれと共通にそのような利害関心をもつならば、少なくともこの意味で、われわれは同じ道徳的共同体のメンバーである。…善き生活に関する未来の何らかの概念がもっている個々の内容は、現在のわれわれには知られないにもかかわらず、ロールズの思考実験によって、われわれは、どのような人（過去、現在、未来）も、公平にもとづく倫理的規約を同じように欲するはずだということを知る。」（同前）

そうであるならば、われわれは未来の世代のために何をなすべきかを具体的に知らないとしても、「何をなすべきでないか」について、「われわれは多くの情報をもっている」し、「道徳的に責任ある態度は、（未来の世代の）可能な権利をやぶることの、もっともなさそうな立場にしたがうことである。」（同前）同時代の世代のなかで、また現在と未来の世代の間で、配分における正義をめぐる葛藤はたくさんあるだろう。問題解決のために優先順位を立てる必要もあろう。そして、現在の世代内の不正、そして未来の世代への不正をただすこと、これらはつながりあうものです。フレチェットはこう言います。

「たとえば、都市の貧困な人たちが、汚染された大気から保護される平等な権利について、不正なあつかいを受けるなら、かれらは、クリーンな大気に対する遠い子孫たちの権利を、どうして真剣に考えることができるだろうか。」（同前）

## 結びにかえて

さて、きょうは、〈世代間の倫理〉、〈世代間の公正〉を、歴史的な経緯、社会的合意、哲学的問題点などにわたって見てきましたが、分かりやすく伝えることができたかどうか心配です。このコンセプトは、地球レベルから地域社会・自治体レベルまで、たいへん多様な場面で考えられるべきものだと思います。世の中を見まわしてみますと、優れた人たちがあちこちで動き、活動しています。そうしたみなさんが、このコンセプトを意識してそれぞれの分野で活かし、いけるようになったらと願わずにはおれません。

わたしが取り組んできたドイツの哲学者ヘーゲル（1770～1831）のある考え方を、ちょっとお話ししておきたいのですが、それは〈現実とは何か〉ということです。ヘーゲルはたんなる可能性や偶然性とはちがう現実性は、事柄、条件、活動という三つのファクターからなりたつと見るのですが、現実性はこの三つのファクターがしっかりつながりあう中で現実性となるというものです。いろいろな条件が出そろわないと、あるテーマは机上の空論のままです。いろいろな条件が出そろって、そこに二つのファクターをつなぐ活動が加わることで、あるテーマは現実味と真実味をもつ、こんなふうパラフレーズすることができましょう。条件が出そろうとは、機が熟すると言い換えてもよいでしょう。社会の中にはいろいろな場面がありますが、地をならして機が熟するなかで、言葉に重みと現実味がまして、合意形成の端緒が姿を現すのではないのでしょうか。合意形成にあたって、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバマス（1929～）は、三つの点、つまり客観的に真であるかどうか、社会的に正しいか、誠実性にもとづいているかという点を、互いに点検しあう討議が成立するにあたって必要不可欠なものとしています。こうしたことも、機が熟するなかで意識されるのではないのでしょうか。

さて、最後に、〈世代間の倫理〉を最初に提唱したと言われるハンス・ヨナス（1903～1993、主著『責任という原理』、1979年）を引き合いに出して締めくくりとしましょう。ヨナスはユダヤ系ドイツ人で、ナチスの迫害をうけて、アメリカに亡命した哲学者です。これまで倫理は、世界と人間が安定して存続していくという前提に立っていて、個人の行為の、せまい範囲で生じる結果を問題にすればよかった。しかし、今日では、生命圏全体の存続が脅かされる時代になった。集団としての人間の行為は、たいへん広い範囲に及び、その結果がどういう事態を招くか、分かりにくくなっている。こうして、ヨナスは、「人間の行為の本質は変質した」と嘆きながら、遠く隔たったものに責任をもつ倫理の必要を訴えました。

ヨナスは、〈世代間の倫理〉を考える上で、責任の観念の起源を、親と子のつながりに見出します。見

返りを求めることなく、「創始者」である親が無条件にわが子を世話し保護するという一方向的なあり方は、将来の世代に対する責務と同じではありませんが、〈相互性〉を基本におくこれまでの倫理の限界をこえて、世代間の倫理を考える貴重な手がかりになります。きょう最初にわたしが関わる「田んぼの学校」を話題にしましたが、わが子ではなく人の子でも、喜ぶ姿を見るのはたいへん気持ちの良いものです。ハンス・ヨーナスを思うにつけ、こうしたことも身近なところで、〈世代間の倫理〉を考えるささやかな手がかりです。〈世代間の倫理〉は、これからの世代が将来について希望をもつことができるということも含んでいると思います。若い世代がそうした希望をいただくことができるようにと切に願うものです。

(本稿は、2020年11月12日に開催した、2020年度第2回原環センター講演会での講演内容に基づき作成したものです。)

#### 滝口 清榮 氏 紹介

1952年 栃木県生まれ

1975年 東北大学文学部哲学科卒業

1984年 法政大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学

2007年 文学博士(東北大学、「ヘーゲル『法(権利)の哲学』形成と展開」による)

現在、法政大学、専修大学、駒澤大学などで教鞭をとる。

#### 著 書

『ヘーゲル『法(権利)の哲学』形成と展開』

『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』

『環境と共生のリテラシー』など

#### 参考文献

加藤尚武：環境倫理学のすすめ、1991年、丸善(株)

滝口清榮：環境と共生のリテラシー、2015年、DTP出版

K・オットー、M・ゴルケ編(滝口清榮、A・ヴァルナー監訳)：越境する環境倫理学 環境先進国ドイツの哲学的フロンティア、2010年、現代書館

シュレーダー・フレチェット編(京都生命倫理研究会訳)：環境の倫理(上巻、下巻)、1993年、晃洋書房 \*環境倫理に関する基本的文献が収められている。

H・ヨーナス(加藤尚武監訳)：責任という原理、2005年、東信堂

J・ハーバマス(清水多吉訳他訳)：討議倫理、2005年、法政大学出版局

Th・ホップズ：リヴァイアサン(永井道雄責任編集、世界の名著23)、1971年、中央公論社

I・カント：世界市民的見地における普遍史の構想(篠田英雄訳)、1974年、『啓蒙とは何か』(岩波文庫)所収

G・W・F・ヘーゲル(松村一人訳)：小論理学(下巻)、1978年、岩波文庫

ローマ・クラブ：「人類の危機」レポート、成長の限界(ドネラ・H・メドウズ他、大来佐武郎監訳)、1972年、ダイヤモンド社

環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)：報告書『Our Common Future(邦題：我ら共有の未来)』概要、1987年、[https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref\\_04.pdf](https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_04.pdf)

今泉みね子：ここが違う、ドイツの環境政策、2003年、白水社

竹内恒夫：環境構造改革 ドイツの経験から、2004年、リサイクル文化社

---

編集発行

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター  
〒104-0044 東京都中央区明石町6番4号（ニチレイ明石町ビル12階）  
TEL 03-6264-2111（代表） FAX 03-5550-9116  
ホームページ <https://www.rwmc.or.jp/>